

障がい者地域自立支援協議会全体会 北区事項報告

議題報告事項（ 議題 ・ **報告** ）

議題・報告事項の概要（1）

【調査報告】

北区から特別支援学校等への通学方法調査（別紙1のとおり）

「特別支援学校への通学手段」について、特別支援学校等へ依頼した調査結果報告
依頼先（全11校）

区自立支援協議会での議論の概要

中学部（学校送迎あり）の方が高等部へ進学する（自力通学が困難、保護者の送迎が困難な）生徒について、早めの準備や対策検討が必要。（通学練習・寄宿舎等）

議題・報告事項の概要（2）

<課題検討>

①無断外出への対策

家族に無断で外出し、自宅へ戻れなくなることがある。

- ⇒ 本人を一人にしない対策（外出介護・放課後支援・短期入所等の利用）
- ⇒ 捜索手段（GPS 携帯の使用練習等）

②問題行動や親子間のトラブル防止のための巡視・訪問

- ⇒ 現在の支援（夜間の巡視・訪問支援）の継続

区自立支援協議会での議論の概要

①②ふたつの事例から見た地域課題「地域に見守りや捜索等の体制作りが必要」

- ・ 傾聴・見守りサービス（夜間等でも訪問して声かけや話を聞いたりする支援）
（居宅介護に含まれない支援）

- ・ ボランティアの育成や地域の理解を深める
- ・ 夜間や土日祝日などに過ごす場所の検討。
- ・ 地域の安全マップや捜索ネットワークの検討。
⇒ 継続検討（関連ケースの集約等）

北区から特別支援学校への通学者調査

学校名			
記入者名			
TEL		FAX	
E-mail			

基準日	平成23年4月30日	現在
-----	------------	----

1 生徒数

	小学部	中学部	高等部	合計	
全校生徒	213	168	516	897	名
北 区	26	11	28	65	名(寄宿舍利用者除く)

2 北区からの通学生の通学方法

① 自力通学		合計	18	名	
内訳	電車		13	名	
	バス		4	名	
	その他(具体的な例を記入してください) (電車 + スクールバス(帰りはスクールタクシー))			1	名
② 他者送迎		合計	47	名	
内訳	電車	学校付き添い		名	
		保護者付き添い		名	
		集団登下校		名	
		その他(具体的な例を記入してください) ()		名	
	バス	学校付き添い(スクールバス)	23	名	
		保護者付き添い		名	
		集団登下校		名	
		その他(具体的な例を記入してください) ()		名	
	その他(具体的な例を記入してください) (保護者(自家用車)による送迎)		22	名	
	(送迎サービス利用)		2	名	

3 寄宿舍利用者数

	小学部	中学部	高等部	合計	
全生徒	12	45	113	170	名
北 区	0	2	8	10	名

その他ご意見等ありましたら、裏面にご記入ください。

障がい者地域自立支援協議会全体会 東区事項報告

議題報告事項（~~議題~~・ 報告 ）

議題・報告事項の概要

◆◇ 精神科病院の現状について ◇◆

- 本人の状態：高齢の女性 精神科病院に入院中
夫は他界，子どもはいない
親族は関わりを拒否
金銭管理は日常生活自立支援事業を利用
本人が望まないこともあるが，医療の枠から出られない
医療付の施設ならば入居したいと考えている

- 検討課題：入院継続によって，社会のシステムから遠ざかってしまう
↓
医療的ケアを必要とする障がい者が生活できる環境の整備
保健，医療，福祉の各分野におけるニーズを重ね持った
障がい者を包括的にケアする体制の整備

区自立支援協議会での議論の概要

○支援体制について

医療やP S Wに依存しきらず，在宅生活の支援，通所施設など
利用できる社会資源は活用していく

保健，医療，福祉の各分野の相互理解を深めていく

障がい者地域自立支援協議会全体会 中央区事項報告

1【報告 不登校児童への関わり】

議題報告事項（ 議題 ・ 報告 ）

議題・報告事項の概要

男性 知的障がい

中学校（特別支援学級）時代から不登校で個別支援会議が開催される。高校（特別支援学校）は週2回の通学，教室は入れず特別メニューで卒業。

卒業後就労継続支援B型施設へ。

以前から，「卒業したら働くことが当たり前」「大人は働くもの」と繰り返し伝える。給料が発生することが契機に出勤日数が増えた

区自立支援協議会での議論の概要

- 人生の節目を契機に転換のきっかけをつくれる。
- 関係者（学校を含め）が一致した対応をとり，キーパーソンに情報を集約したことが上手くいった。
- 理屈がないことも伝えることが大切。
- 今後に向け
 - ・団体生活でルールを教えていく。
 - ・服薬への理解を。

2【報告・議題 更生保護施設からの地域移行】

議題報告事項（ 議題 ・ 報告 ）

議題・報告事項の概要

男性 療育手帳B相当の他県の手帳所持（軽度）

軽犯罪により刑務所を10回行き来している。更生保護施設にいるが，職業，住居，福祉施設の入所等で難儀をしている。

地域生活支援センターの設置まで，どのような支援体制ができるか。

区自立支援協議会での議論の概要

- 一つの機関で受けるには荷が重いため，分担が必要。だれが，どのようにと具体的にになると難しい。
- 更生保護施設は，障がい者よりも高齢者の割合が多い。高齢者を含めた全体での枠組みが必要。

3【報告 介護が必要な両親と暮らす障がい者の在宅支援】

議題報告事項（ 議題 ・ **報告** ）

議題・報告事項の概要

男性 療育手帳 A 所持。生活介護施設へ通所。

父：脳梗塞後遺症 要介護。 母：うつ病 めまい。

夫が脳梗塞を患い、母の介護負担が増す。母がうつ症状となり、支援体制を組むが、母の訴えが多くなり、また要望が頻繁に変わる。（主に移動支援の面で）

区自立支援協議会での議論の概要

○関係者ができるサービスを持ち寄り、トータルでの支援が必要。

○「できる」「できない」「特別対応」をしっかりと伝える。

○移動手段は、障がい単独の問題ではなく、地域の交通として住民を巻き込んだ議論が先では。

○現在の福祉サービスで、緊急時の対応（主にショートステイ）は困難となっている。

4【議題 障がい者の夜間支援】

議題報告事項（ **議題** ・ 報告 ）

議題・報告事項の概要

中央区の社会資源の現状では、障がい者の夜間支援、とりわけ緊急時の対応（ショートステイ）が取れない。

今後の方向性を議論したい。

区自立支援協議会での議論の概要

○各機関が1歩領域を踏み出して協力して対応していく。

○中央区として、市として、今後の方向性を定めるため、自立支援協議会全体会にあげ、分科会を設置するなどして協議が必要。

詳細については別紙2。

新潟市(中央区)における短期入所について

【短期入所】

- 1. 介護者の一時的な不在等の事情により、施設での見守りや支援を要する場合。**
- (1) 介護者が疾病、就労、冠婚葬祭への参加等により一時的に不在となる場合。
- (2) レスパイトを目的とする場合。
- (3) やむを得ない事情により介護者から必要な支援が受けられない場合。
- 2. 障がい者本人が心身の不調時等に、一時的に施設での見守りや支援を要する場合。**
- (1) 障がい者本人が心身の不調時に、一時的に施設での見守りや支援を要する場合。
- (2) 単身生活を継続するために、一時的に施設での見守りや支援を要する場合

【短期入所対応施設】

	施設名	定員	身体	知的	児童	精神	入浴
北	松潟の園	3	○				○
	太陽の村	5		○	○		○
	おれんじぽーと	5		○	○		
	いなほ園	2				○	
	ほうせい園(老)	適宜	○				○
中央	はまぐみ	8		○	○		○
江南	あさひ園	4	○				○
	リハビリテーションセンター	適宜	○				○
秋葉	はさぎの里(老)	2	○				○
	かんばらの里(老)	2	○				○
	こぐち苑	1	○				○
	満日の里	5		○	○		
西	新潟みずほ園	2			○		
	第2みずほ園	3			○		
	みのり園	4		○	○		
	十字園	10		○	○		
	西新潟中央病院	2		○	○		
	しおさい荘	1				○	○
西蒲	虹の里	適宜	○				○
	かたくりの里	5	○				○

1 現 状

- 入所施設に併設している箇所が多く、各施設ともロングショートでの固定利用があり、残った枠を定期利用者が利用しているため、新規の利用者及び緊急的な利用に対応できない。
- 障がいを持った幼児、児童が短期利用できる施設がない。
健常児であれば、“子育て短期支援事業（子どもショートステイ）”を利用できる。

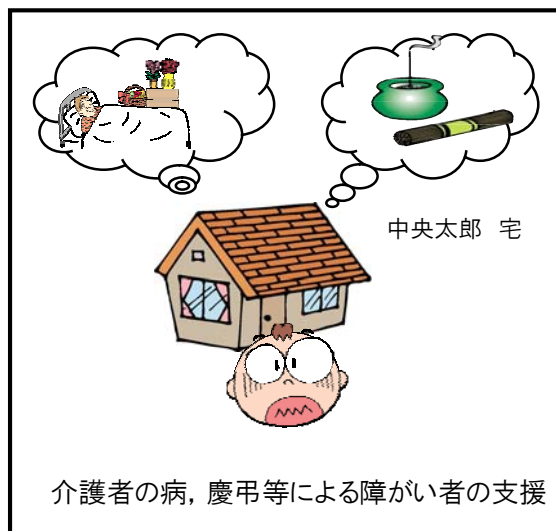
2 目 標

- 障がい者及び家族が、予測できない事態に不安を持たずに暮らしていける「地域で支える安心感」を創造する。
新潟市の今年のテーマは「安心」です。
- 将来的な福祉サービスの礎となるものを構築する。

3 検 討 案

障がい者の生活上、支援者の状況により、短期入所サービスが必要となる場合がある。既存の短期入所施設が満床となっている現状で、今後いかに対処すべきか？

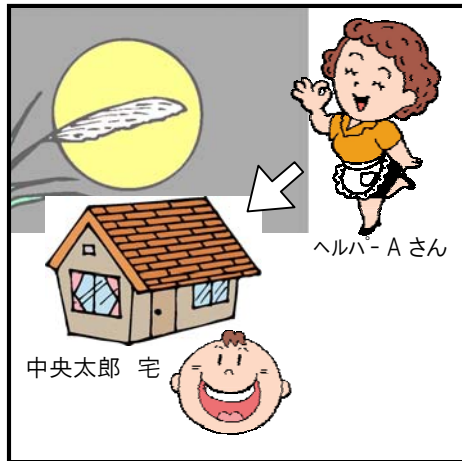
（1）福祉サービスの多様化



支援者が急に支援できなくなった場合、取り残された障がい者を守るため、福祉サービスとしてどのような対応ができるか？

いくつか考察してみた。

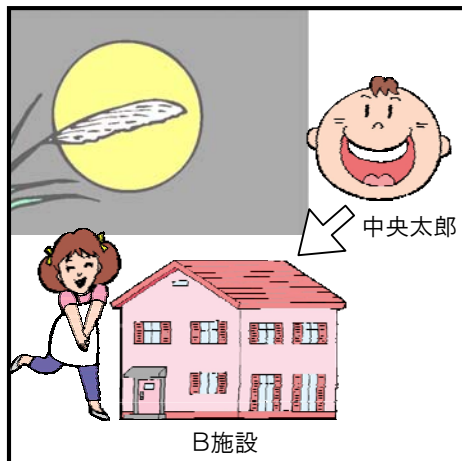
【検討1】ホームヘルパーによる夜間支援



特例介護等の支給決定によりホームヘルパーを家庭に派遣し、支援する。

- 対象
 - ・ホームヘルパー利用者
- 長所
 - ・比較的小規模な調整により支援可能。
- 短所
 - ・急なヘルパー依頼に対応できる事業所がない。
 - ・新規は、アセスメントなしでのサービス提供となるため、双方とも躊躇いが生じ、現実的ではない。

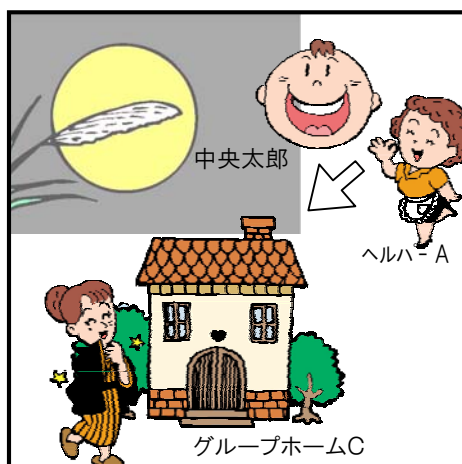
【検討2】日中系施設における夜間支援



通常時は日中のみの施設であるが、必要に応じて夜間の短期入所（日中一時）を行う。

- 対象
 - ・当該施設の日中サービス利用者
- 長所
 - ・お互いの気心が知れて、支援しやすい。
- 短所
 - ・急な対応で、支援員の勤務形態に支障を生じる。
 - ・事業の変更申請が必要となる。

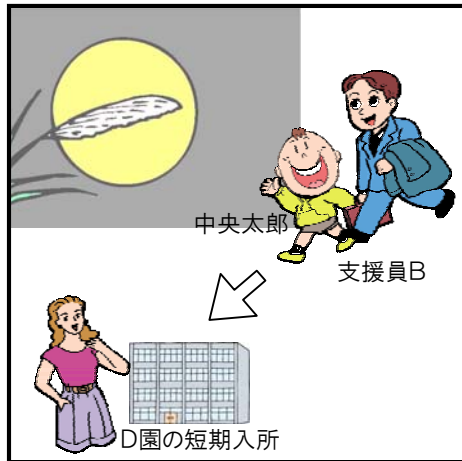
【検討3】グループホーム等における夜間支援



グループホームの空き部屋を利用し、短期入所（体験入所）を実施する。必要に応じてホームヘルパーを支援者として入れる。

- 対象
 - ・当該施設の日中サービス利用者
- 長所
 - ・宿泊に伴う設備（風呂、食事等）がそろっている。
- 短所
 - ・他利用者との接触により、既存利用者への影響が大きい。

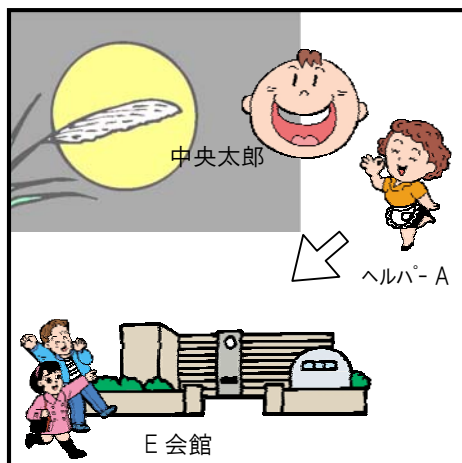
【検討4】支援員を伴う入所施設への短期入所



ガイドヘルプ、行動援護支援員と共に施設の短期入所を利用。

- 対象
 - ・ガイドヘルプ、行動援護を利用する障がい者。
- 長所
 - ・受入施設の負荷が軽減される。
 - ・行動障がい者の受入が容易になる。
- 短所
 - ・国、県との協議、条例変更等調整業務が多岐に渡る。

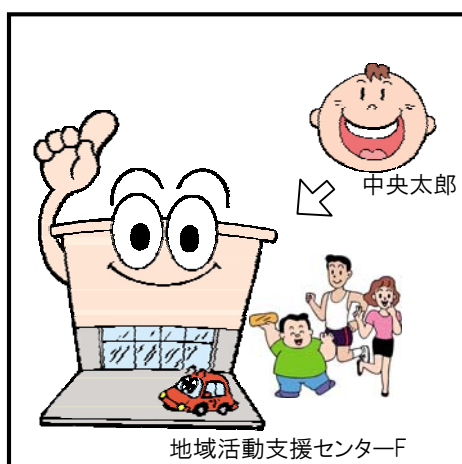
【検討5】公施設を利用した民間支援



公の施設を利用し、民間の支援員による夜間支援。

- 対象
 - ・利用登録をした障がい者。
- 長所
 - ・設備の初期投資が抑えられる。
- 短所
 - ・公施設の開放にあたり、条例変更等調整が多岐に渡る。

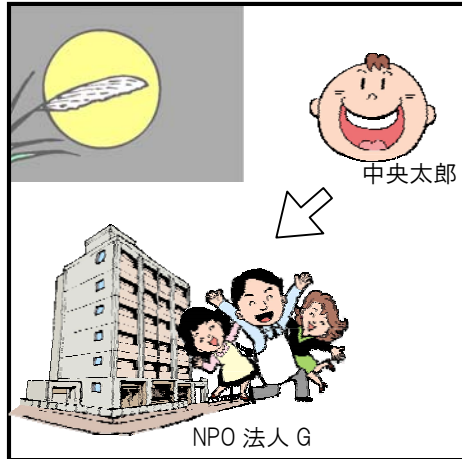
【検討6】地域活動支援センター又は福祉ホームの設立



夜間支援を行う地域活動支援センターの設立。または、福祉ホームの設立。

- 対象
 - ・利用登録をした障がい者。
- 長所
 - ・専門施設となり、事業遂行上望ましい形態となる。
- 短所
 - ・地域活動支援センター事業実施要綱の改正等が必要。
 - ・財政負担が多額となる。

【検討7】短期入所を主とする事業の法人委託



福祉法人、NPO法人等への夜間支援事業の委託。

Ex. 子ども：子育て短期支援事業

高齢者：短期入所生活介護

○対象

・利用登録をした障がい者。

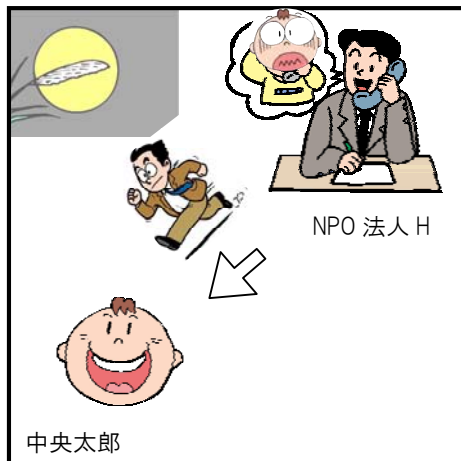
○長所

・専門施設となり、事業遂行上望ましい形態となる。

○短所

・財政負担が多額となる。

【検討8】あんしんコールセンターへの機能付加



「地域で障害者を支える体制づくりモデル事業」への機能を付加し、相談、駆けつけ、宿泊サービスの提供。

○対象

・利用登録をした障がい者。

○長所

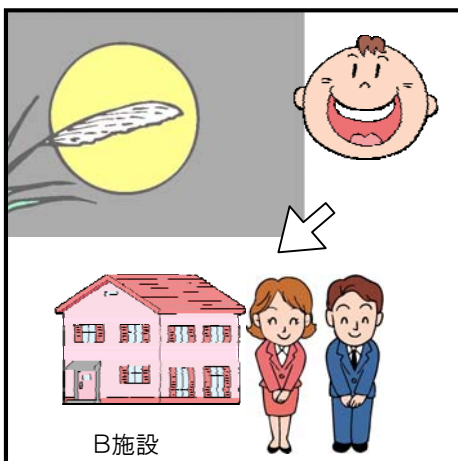
・夜間の緊急時にも対応可能で、事業遂行上最も望ましい形態となる。

○短所

・事業実施において国、県との調整が必要。

・宿泊時の場所の確保が困難。

【検討9】施設の私的契約サービス



施設と利用者との私的契約サービスの提供。

(タイムケアサービス)

○対象

・利用登録をした障がい者。

○長所

・規則、要綱に縛られず、自由なサービス形態が可能。

○短所

・補助がないため、利用料が高くなる。

・事故がおこった場合の責任問題がある。

(2) 短期入所利用の明確化

新潟市内施設の短期入所の実態を確認し、利用形態を明確化する。現状では、福祉サービスに困ったときの「ロングショート」が各施設で使われている。

短期入所を安易に利用するのではなく、福祉関係者が統一的な意識をもち、ロングショートを常態化しないため、取り決めや、必要に応じて市、施設、相談支援事業を交えたケース検討が必要ではないか。

別紙新潟市内入所施設（知的）の短期入所の状況を参照

【利用者像 案】

① ロングショート利用者

- ・入所依頼を行った障がい者で、入所調整会議の結果待ち。または、空きベット待ちの障がい者。
- ・入所依頼を行わず、家庭等の状況により、自宅での介護ができない方。

期限を区切り、施設、市、相談支援事業を交えたケース検討を行えないか？

② 定期利用者

- ・家族の介護負担軽減のため、定期的に施設の短期入所を利用する。
- ・施設への適応能力を見るために利用する。

各施設の定期利用者を集約し、短期専門の事業とならないか？

③ 緊急時利用者

- ・支援者の急な病、慶弔見舞い等に短期入所を利用する。

自立支援法で認められた施設の定員増を、緊急時の枠として確保できないか？

4 今後の方針

(1) 中央区の現状から、「できるところ」が「できること」から着手し、障がい者及び家族に「安心」を提示する。

Ex

◇比較的短期間でできそうなもの

【検討1】ホームヘルパーによる夜間支援

【検討2】日中系施設における夜間支援

【検討3】グループホーム等における夜間支援

◇中期的に実現できそうなもの

【検討】 ○○○○○○○○

(2) 他の区と協調した短期入所運用を行う。

短期入所本来の使い方をしていない利用者に、市及び相談事業者を交えて適切なサービスへ誘導をする。

併せて、入所者においても、地域へ出れる方への選別、支援を強化する。

(3) 自立支援協議会全体会で新潟市としての方向性を定める。

Ex

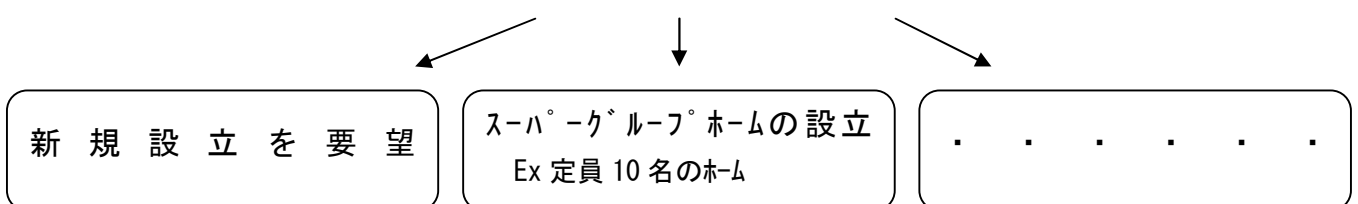
【検討6】短期入所を主とする事業の法人委託

【検討7】あんしんコールセンターへの機能付加

● 今後国の制度では、施設入所の用件が緩和されるが、受入施設に余裕がなければ、意味を成さない。

中央区、新潟市全8区、及び新潟市近隣市町村と連携し、施設入所、短期入所を検討していく。

入所施設の新規設立がない現状をどうするか？



障がい者地域自立支援協議会全体会 江南区事項報告

議題報告事項（ 議題 ・ 報告 ）

議題・報告事項の概要

①ケース検討

－土地勘のない地で一人暮らしを開始－

- ・精神障がい者。虚言，被害妄想がある。
- ・金銭の相談から関わりをもつ。
- ・他市より今年の冬転入し，一人暮らし。生活用具があまりない。
- ・普通にできる感じをもつ。（県外で一般就労経験，受け答えもできる）

②情報提供

江南区の施設に不審者が現れ，自動ドアのガラスを割る，網戸をはずすなどの器物損壊の被害や管理人を殴るなどの暴行を加えたということがあった。

精神障がい者で，何度か施設に姿を現し，何かするのではないかという不安は感じていた。

区自立支援協議会での議論の概要

①について

- ・家計のやりくりができない。家事ができていない（会うたびに太っている，布団がしきっぱなしなど） → ヘルパーつける
- ・人間関係で仕事を辞めたこともあるので，人，地域との関わりがもてればよいのかもしれないという意見がだされた。

障がい者地域自立支援協議会全体会 秋葉区事項報告

議題報告事項（ 議題 ・ **報告** ）

報告事項の概要

（１）グループホーム・ケアホーム（GH/CH）ワーキンググループ（WG） 報告及び意見交換

H23年度第1回秋葉区協議会で継続議題としたGH/CHの課題について、区内のGH/CH、通所、入所施設、相談支援、区の担当でWGを作り意見交換を行った。各施設の現状、必要とされるサービス等について意見が出され、障がい者の生活支援の視点で課題を整理。

WG構成 GHなでしこ（中東福祉会）、ほっとホームあさひ（白蓮福祉会）、
けやき福祉園、ほっとサポートしんえい、ワークセンターほほえみ、
満日の里、自立支援センターまんにち（相談支援）、秋葉区健康福祉課

リーダー 上杉委員（満日の里）

開催日 第1回 平成23年7月26日（火） 第2回 平成23年8月25日（木）

内 容 別紙3 参照

区自立支援協議会での議論の概要

（１）GH/CH・WG意見交換 **議題**

◆サービスに生活を合わせるのではなく、生活にサービスを合わせるための課題

①限られた通所手段 ②365日の介護 ③余暇の選択肢の充実

課題1：送迎 ①事業所間で送迎の融通利用（送迎マップ作成）
②より効率的な送迎方法について提案（巡回バスとDoor to Door）

課題2：介護 ①24時間×365日対応GH/CHがない
②「生活介護」等通所サービスの支給日数について、
当該月の日数－8日以上支給が例外扱いになっている。

課題3：余暇 ①障がい福祉施設以外の居場所づくりが必要
②GH利用者が「日中一時支援」を利用できない

秋葉区 障がい者グループ・ケアホーム（GH/CH）ワーキンググループ（WG）課題

WG構成 GHなでしこ（中東福祉会）、ほっとホームあさひ（白蓮福祉会）、満日の里、けやき福祉園、ほっとサポートしんえい
ワークセンターほほえみ、自立支援センターまんにち、秋葉区

第1回WG 平成23年7月26日（火）、第2回WG平成23年8月25日（木）

（○：既存、実施済み、△：不足、要調整、×：サービス、実施なし）

課題	出された意見	必要なサービス	障がい福祉施設	行政・地域
1. 送迎	日中系サービスと 居住地のミスマッチ	公共交通機関 ニーズに合わせた送迎 ・Door to Door	△：送迎バスの融通利用 ・送迎マップ作成 ※1 ×：送迎を重度障がい者に特化	×：区バス ×：巡回バス ※2 ×：ボランティア
2. 介護	本人の能力と支援体制 世話人の支援力の限界	24時間ケアホーム 365日開所	×：営業時間の延長 ×：営業日数の拡大	×：GH体験利用 ×：支援員の配置予算
	健康管理		△：医療機関等との連携	
3. 余暇	余暇の支援の充実	個人・地域状況に応じた 豊富な余暇メニュー	○：休日開所（当該月-8日の範囲） ○：地域のイベント等への参加	×：日中一時支援（GH利用者）
		気軽に利用できる場所 インフォーマルな居場所	×：新津地域交流センター ×：障がい者向けイベント・講座	
4. 人権	家族の経済的事情 権利擁護 生活への介入・制限	お金の管理	○：日常生活自立支援事業（社協）	×：障害者虐待防止法 （H24年10月～）
		成年後見制度	○：成年後見制度	
5. 資源	GHが少ない 卒業生の進路	新規GH/CH	×：新規GH/CH開所	
		生活介護（施設・定員）増	×：新規・生活介護施設開所 ×：タイムケアサービス	
		16時以降の一時預かり	×：日中一時支援/地域活動センター	

※1 送迎マップ 各施設の送迎状況地図上で表示

※2 巡回バス 各施設と決められたバス停を巡回する送迎バス

対象者は利用可能な障がい者。利用できない障がい者は施設が送迎（Door to Door）

障がい者地域自立支援協議会全体会 南区事項報告

議題報告事項（ 議題 ・ 報告 ）

議題・報告事項の概要

1. 高等特別支援学校への移動支援について(議題)
2. ケース検討について(報告)

区自立支援協議会での議論の概要

1. 高等特別支援学校への移動支援について

① 作業部会の報告

- ・バス会社からの見積取得
- ・アンケートの実施→集計
- ・燕市社協の取組みについて説明を受ける
- ・南区でできることはないか？

料理屋のバスを借りる, ジャンボタクシーを利用する, 等。

- ② 議題を引き続き継続することについての合意
- ③ 運営事務局会議で, この件を取り上げてもらえないものか。

2. ケース検討について

事例1 「障がいの認識の薄い保護者に手帳をうながす方法について」

- ①手帳の存在を知らない、情報としていきわたっていないことが懸念される。
- ②「説明すること＝障がいがある」と決め付けるのではないと理解してもらう。
- ③申請するに当たってメリットを説明する。
- ④手帳取得を進めやすいのは、接する機会が多い教師か民生委員。
- ⑤重度者の方は、医療機関の関与により、中学入学時に取得する人が多い。

事例2 「重症心身障がい者の送迎・入浴について」

- ① 施設が少ないなか、基準該当で利用できる施設はないものか。
- ② 南区は交通の便が悪いので移動とプラスで入浴サービスを行う事業所を希望する。
- ③ 希望する人の正確な利用人数を把握して要望する。
- ④ 今後も継続してこの件に取り組んでいくための方法を検討する必要がある。

障がい者地域自立支援協議会全体会 西区事項報告

議題報告事項（ 議題 ・ 報告 ）

議題・報告事項の概要

【第6回西区自立支援協議会：H23.8.17開催 もぐら工房】

(1) 障がい福祉制度改正について

- ・ グループホーム・ケアホームの家賃助成
- ・ 同行援護の創設

(2) 短期入所について（短期入所に関する課題を議論）

- ・ ロングショートの利用者がおり、緊急的な利用の枠が少ない
- ・ 重心など医療的ケアを必要とする方の短期入所が少ない
- ・ 休日等に利用申込みが殺到し、予約が難しい
- ・ 空床データを一元管理できておらず、施設ごとの対応となっている

区自立支援協議会での議論の概要

- ・ 十字園では、特にロングショートの利用者が多い。
- ・ ロングショート及び定期利用により、新規や緊急の利用を断らざるを得ない状況。
- ・ 長期間ロングショートしている人は、行政も含めたモニタリングを定期的に行い、開催し、処遇を検討するような枠組みが必要。（数年間にわたるロングショートは適切な利用形態ではない。）
- ・ 精神障がい者は、慣れた場所しか利用できないことが多いので、短期入所は難しい。

障がい者地域自立支援協議会全体会 西蒲区事項報告

題報告事項（ 議題 ・ 報告 ）

議題・報告事項の概要

1 ケース検討

- ・ 視覚（全盲）・知的・精神障がいを併せ持ち、頻繁に問題行動を引き起こす女性
- (1) 区役所・通所施設職員、訪問看護ヘルパーなどに頻繁に意味不明な電話をかける。
- (2) 被害妄想・気分変動が激しく、同じアパート住人や近隣住民と頻繁にトラブルを起こす。
- (3) 保証人や支援できる人がおらず、入院・施設入所に関しても困難が予想される。

2 高等特別支援学校生徒の夏季休暇中の通所施設受入れ状況について

3 障がい者関係団体及び相談員との意見交換会の開催について

4 7月豪雨の状況報告について

- ・ 災害時要援護者登録制度の概要及び登録状況を交えて説明

区自立支援協議会での議論の概要

1 ケース検討

長期入院もしくは施設入所が望ましいが、受入れは極めて困難であり、当面は投薬・治療等による精神症状の緩和を目指し、3ヶ月程度の精神科入院で対応するしかない。

<最近、同様の困難ケースが増加傾向にあり、受入れが可能な施設・病院等の整備について検討が必要である。>

2 夏季休暇中及び卒業後の受入れを視野に入れ、学校・施設・行政が協力し、より円滑な受入れが可能になるよう連携が必要ではないか。

- (1) 保護者等に制度内容を理解していただくために、学校・施設・行政が協力して夏休み前に説明会を開催したらどうか。
- (2) 来春は一部の施設で受入困難が予想されるため、各施設の実情に合わせた早目の調整が必要→11月に関係者による進路調整会議を開催し調整を図る。

3 主な意見

- (1) 区内の事業所では、希望する移動支援サービスが受けられず、他区の事業所を利用しなければならないことが多く不便。<区内事業所で対応してもらえないか>
- (2) 公共交通機関が未整備 → 各事業所に福祉有償運送を行って欲しい。タクシー券を増やして欲しい。
- (3) 公共的な施設には手話通訳者の配置して欲しい。

4 東日本大震災、7月豪雨時対応等を参考に、障がい者の非難誘導に関して活発な意見交換が行われた。